

議案第六十九号

杉並区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

平成二十年十一月二十二日

提出者

杉並区長

山

田

宏

杉並区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例
杉並区感染症の診査に関する協議会条例（平成十一年杉並区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六条第十一項」を「第六条第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区感染症の診査に関する協議会条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(組織)</p> <p>第二条 協議会は、次に掲げる者につき、委員二十人以内をもって組織する。</p> <p>一 法第六条第十二項に規定する感染症指定医療機関(以下「感染症指定医療機関」という。)の医師 九人以内</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>2 及び 3 略</p>	<p>(組織)</p> <p>第二条 協議会は、次に掲げる者につき、委員二十人以内をもって組織する。</p> <p>一 法第六条第十一項に規定する感染症指定医療機関(以下「感染症指定医療機関」という。)の医師 九人以内</p> <p>二 略</p> <p>三 略</p> <p>2 及び 3 略</p>